いて準用する場合を含む。）、第百五十八条、第百五十九条第一項第二号、第百六十五条第一項第二号並びに第百六十六条第二項第二号		
第百五十七条第一項第六号（第百五十九条第六項において準用する場合を含む。）	所在地（カジノ関連機器等製造業の許可に係るものに限る。）	所在地
第百五十七条第二項（第百五十九条第六項において準用する場合を含む。）及び第百六十七条第一項	許可書	認定書
第百五十九条第二項第一号	別記第五十五号様式	別記第六十五号様式
第百五十九条第二項第二号	別記第五十六号様式	別記第六十六号様式
第百六十七条第三項	第百六十三条第二項	第百七十三条第二項

第二節　型式検定等

（検定の申請）

第百七十五条　法第百五十一条第一項又は第二項の検定を受けようとするカジノ関連機器等製造業者若しくはカジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者は、次に掲げる事項を記載した別記第六十七号様式による申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　電磁的カジノ関連機器等の種別

二　電磁的カジノ関連機器等を製造する者の名称

三　電磁的カジノ関連機器等の製造所の所在地

四　法第百四十三条第一項の許可又は法第百五十条第一項の認定の番号

五　型式の名称

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者がカジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等外国製造業者である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　申請に係る型式に属する電磁的カジノ関連機器等につき次に掲げる書類

(1)　電磁的カジノ関連機器等の諸元表

(2)　電磁的カジノ関連機器等の構造図、回路図及び動作原理図

(3)　電磁的カジノ関連機器等並びに電磁的カジノ関連機器等の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類

(4)　電磁的カジノ関連機器等の写真

(5)　電磁的カジノ関連機器等の取扱説明書

(6)　電磁的カジノ関連機器等のソースコードの写し

(7)　電磁的カジノ関連機器等についてあらかじめ行った技術上の規格への適合状況の確認の結果を記載した書類

ロ　申請に係る型式に属する電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が第百七十七条に定める基準に適合していることを説明する書類

二　申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　前号イ及びロに掲げる書類

ロ　電磁的カジノ関連機器等を製造した者が受けた法第百五十条第一項の認定に係る認定書の写し

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定により検定申請書を提出する場合においては、二台の試験用の電磁的カジノ関連機器等を添えて提出するものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

4　第百八十条に規定する試験を受けた型式について検定を受けようとする場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号イに掲げる書類に代えて、第百九十八条の規定により交付された書類を添付しなければならない。

5　カジノ管理委員会は、検定に合格させたときはその旨を、合格させないときは理由を付してその旨を、申請者に書面で通知しなければならない。

（技術上の規格）

第百七十六条　法第百五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格は、別表第三のとおりとする。

（設備等の基準）

第百七十七条　法第百五十一条第三項第二号のカジノ管理委員会規則で定める基準は、別表第四の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（電磁的カジノ関連機器等に付す表示）

第百七十八条　法第百五十一条第四項の規定により表示を付すときは、別記第六十八号様式による表示を当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等の見やすい箇所に容易に毀損しないよう付する方法によることとする。ただし、電磁的カジノ関連機器等に表示を付すことが困難な場合にあっては、当該表示を当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等に電磁的方法により記録し、特定の操作によって当該電磁的カジノ関連機器等に接続した他の機器に直ちに明瞭な状態で表示することをもって代えることができる。

（検定の有効期間）

第百七十九条　法第百五十二条のカジノ管理委員会規則で定める期間は、十年とする。

（指定試験機関の試験）

第百八十条　法第百七十一条第一号の規定による公示があったときは、当該公示に係る試験事務を行う電磁的カジノ関連機器等の種別について検定を受けようとする者は、指定試験機関が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式に係る検定に必要な試験（以下単に「試験」という。）を受けた後でなければ、カジノ管理委員会に対し、当該検定に係る申請書を提出することができない。

（自己確認の方法）

第百八十一条　法第百五十四条第一項又は第二項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第百五十四条第一項第一号に掲げる事項　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、別表第二の非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準に適合することを確保できることを確認するために十分な方法

二　法第百五十四条第一項第二号に掲げる事項　次に掲げる事項を確認するために十分な方法

イ　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が同項第一号の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が定められていること。

ロ　イに規定する事項が適切であること。

（自己確認実施製造業者等の届出）

第百八十二条　法第百五十四条第三項の規定による届出をしようとする自己確認実施製造業者等は、別記第六十九号様式による届出書をカジノ管理委員会に提出するものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計図その他の当該非電磁的カジノ関連機器等の設計が別表第二の非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準に適合していることを説明するために必要な書類